

委 託 仕 様 書 (案)

1 委託業務名

次期岡山連携中枢都市圏ビジョン策定支援業務委託

2 委託業務目的

岡山連携中枢都市圏ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、5年間を取組期間としており、岡山連携中枢都市圏（以下、「圏域」という。）の概要や目指すべき将来像を明らかにしている。第2期ビジョンでは、第1期ビジョンの成果や課題を踏まえた上で、将来像の実現に向けた取組について定めている。本業務は、第2期ビジョンで用いた各種データ等の調査・分析等を改めて行い、連携施策のさらなる深化を目的として、取組期間満了に伴う次期ビジョンの策定にあたって必要な支援を行うものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 適用範囲

次期岡山連携中枢都市圏ビジョン策定支援業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。

また、本仕様書に明記されていない事項でも、必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

5 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等を遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) その他の関係法令

6 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。

7 貸与資料

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料は、岡山市が受託者に無償で貸与するものとする。

(2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

8 プロジェクト管理

受託者は、岡山市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、岡山市が見落としがちな要件の指摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、岡山市への迅速な状況報告等）を徹底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなどの課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、岡山市の承認を得た上で、これを実施すること。

9 委託業務の内容

次期ビジョンの策定に当たって、必要な支援を行うこと。

(1) 現状調査

圏域の現状を把握するため、情報収集と整理を行うもの。

①調査対象自治体

圏域を構成する自治体等

②調査項目

下記の調査項目を基本とすること。なお、第2期ビジョン掲載のデータ以降の最新データを収集すること。

また、他にも第2期ビジョンの取組期間における変化やその要因を分析できるデータ項目、圏域の特徴を表せるデータ項目を提案し、追加すること。

データ項目	
ア 圏域内人口に関すること	
・ 人口及び高齢化率	圏域人口と高齢化率の推移（年少・生産年齢・老年 人口別含む） 圏域市町別の人口・高齢化率の推移
・ 人口の移動	圏域市町から岡山市への通勤通学割合 圏域の人口動態 圏域市町別の人口動態 圏域の年齢（5歳階級）別人口移動の状況
・ 移住定住	圏域内外への人口移動の状況（年代別）

・将来展望人口	圏域の将来展望人口（年齢3区分別人口・高齢化率含む）
イ 産業構造に関すること	
・事業所数及び従業者数	圏域の事業所数・従業者数の推移
	圏域市町別の産業別事業所数・従業者数及び割合
	開業数・廃業数
・総生産	圏域の産業の雇用吸引力・稼ぐ力（付加価値率・民営事業所）
	圏域の総生産の推移
	圏域の業種別生産額の推移
	圏域市町別の産業別生産額の構成比
・製造業	圏域の製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移
	圏域市町別の事業所数・従業者数・製造品出荷額等・粗付加価値額
・農業	圏域の耕地面積・農業就業者数・販売農家数の推移
	市町別の農業産出額・販売農家数
・観光	県の宿泊者数の推移（外国人含む）
	県の外国人旅行者宿泊者数の推移
	県の外国人旅行者宿泊者数
	圏域の主な観光地の観光客数
	圏域の種別ごとの文化資源（歴史遺産、文化施設等）の点在状況
ウ 都市機能の集積状況に関すること	
・医療	市町別の医療施設数・医師数
	二次保健医療機関・市町別の二次救急医療機関数
	病院の点在状況
・交通	圏域の交通ネットワーク
	圏域の鉄道事業の概要
	圏域のJRの鉄道ネットワークと主要駅の平均乗車人数
	圏域の路線バスの概要
	岡山市と圏域の他市町との間の主な路線バスの便数
	圏域の生活交通の状況

	岡山空港の国内・国際路線の運行状況
・高等教育機関	圏域の大学（大学院）・短期大学・高等専門学校別の学生数及び高等学校・高等教育機関の点在状況
・その他集積状況	圏域の人口集積、土地利用現況図（山林・住宅・工業・田畠等）、都市計画図、大型商業施設、公共施設（図書館、体育館、市民会館、児童館、老人福祉センター等）の点在状況
エ 圏域外自治体との連携に関すること	
・圏域外の近隣自治体との関係性	圏域外の近隣自治体と圏域内の自治体間の通勤通学割合、交通ネットワーク（圏域外の近隣自治体を含む）、産業構造（圏域外の近隣自治体を含む）

③調査業務内容

各種情報については、調査対象自治体が保有する既存データや公表されているものを活用すること。（第2期ビジョン掲載のデータは貸与する。）

なお、調査対象自治体の保有する既存データについては、受託者にて収集すること。

また、各調査項目の調査結果については、第2期ビジョンの取組期間における変化やその要因を分析するとともに、全国や高梁川流域連携中枢都市圏等の他連携中枢都市圏及び定住自立圏、他自治体と比較し、圏域の特徴を表すこと。なお、分析は、国の広域行政に対する動向を十分に把握した上で、それを踏まえたものとすること。分析にあたって詳細なデータを追加で収集・加工した場合等は、当該データも提供すること。

また、岡山市が圏域内の職員を対象に行うヒアリングの内容を分析し、課題を整理すること。

(2) 図表の作成

(1) の調査結果を、次期ビジョンに掲載できるよう図表にするとともに、委託業務報告書（以下、「報告書」という。）として取りまとめること。

図表の作成にあたっては、グラフ、表、地図の活用により視覚的に見やすく、分かりやすいものとなるよう工夫すること。

(3) 岡山連携中枢都市圏ビジョンの総括

(1) の調査結果や関連情報等を基に、これまでの取組の分析・評価等を行うこと。なお、分析・評価等に当たっては、各種KPIとの関連付け及び圏域市町が策定している総合計画、総合戦略等との関係に留意すること。

(4) 中間報告等について

調査・分析結果等については、別添スケジュールに示すとおり、中間報告すること。

また、業務の進捗については、隨時委託者と協議を行うこと。

1 0 成果品

提出書類は、修正が可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint 等）にて作成し、電子データで納品すること。

1 1 成果品の利用

- (1) 岡山市は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布、放送等）できるものとする。
- (2) 岡山市は、本業務で制作された成果品を、本業務の目的若しくは運営上の必要又は本市の業務の必要により、その一部を削除、編集又は表現方法等を変更するなど自由に編集・加工して使用、保存及び公表（公開、配布、放送等）することができるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も、期間・態様の制限なく利用することは難しいと岡山市が判断した場合は、双方協議の上、岡山市は、成果品の利用期間の限定、利用態様の限定を行うものとする。

1 2 成果品のかし

- (1) 納品後に成果品に「かし」が発見された場合は、岡山市の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。
- (2) 成果品の納品後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、岡山市の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正すること。

1 3 その他

- (1) 本業務は第2期ビジョン（下記URL参照）の内容を踏まえたものとすること。
(<https://www.city.okayama.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000020/20931/000405531.pdf>)
- (2) 報告書のレイアウト・体裁等については委託者と協議すること。
- (3) 受託者は、業務の着手前及び業務中にも十分な協議を行うこと。
- (4) 本仕様書及び企画提案書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、委託者及び受託者で協議のうえ決定する。